

平成28年4月1日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県等
衛生主管部（局）長宛通知がなされ、本会に対して情報提供がありました。

本改正の内容は、下記のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、
関係医療機関等に対する周知方について、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

改正の内容

感染症法の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして、
新たに、以下の病原体を指定し、本年3月31日から適用すること。

サルモネラ属エンテリカ血清亜型タイフィ Ty21a 株

事 務 連 絡
平成28年 3 月 3 1 日

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

平素より病原体等の適切な管理について、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、告示公布につきまして、別添写しのとおり各地方自治体衛生主管部(局)
長宛に通知いたしましたのでお知らせいたします。

(担当)

結核感染症課病原体等管理対策係

課長補佐 松浦

病原体等管理対策専門官 山形

TEL 03-3595-3097 (直通)

FAX 03-3595-2296



健感発0331第3号
平成28年 3月31日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する
病原体等の一部を改正する件」については、本日、平成28年厚生労働省告示第
157号をもって公布され、同日から適用されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者に対して
周知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正の内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年
法律第114号。)第6条第23項の規定に基づき、人を発病させるおそ
れがほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定すること。

サルモネラ属エンテリカ血清亜型タイフィTy21a株

2 適用期日

平成28年3月31日から適用すること。

